

指定管理者制度活用事業 評価シート

1. 基本事項

施設名称	川崎港コンテナターミナル関連施設	評価対象年度	令和3年度
事業者名	事業者名 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭 共同事業体 代表者名 横浜川崎国際港湾株式会社 代表取締役社長 人見 伸也 住所 横浜市西区みなとみらい2-3-1	評価者	港営課担当課長
指定期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日	所管課	港湾局川崎港管理センター港営課

2. 事業実績

※[]内は令和2年度実績

利用実績	【荷さばき地関係】 専用荷さばき地(1級) 3件[2件] 専用荷さばき地(2級) 1件[1件]
	【電気施設】 冷凍用コンセント 3,657件[5,043件]
	【事務所】 管理棟事務所 12件[16件]
	【事務所付帯施設】 荷役機械置場 1件[1件] シャーシー置場(内) 2件[2件] シャーシー置場(外) 1件[1件]
	メンテナンスショップ 2件[1件] ゲート関連施設 2件[2件]
【軌道走行式荷役機械】	ガントリークレーン 821件[949件] トランスファークレーン 1,525件[1,580件]
	【駐車施設】 駐車場施設 16件[17件]
収支実績	【令和3年度 収支実績】 (単位:千円) (税抜)
	収入額 利用料金収入 340,021千円 [374,814千円] その他収入 1,526千円 [1,559千円] 補償金 0千円 [0千円] 計 341,547千円 [376,373千円]
	支出額 (市への納付金含む) 332,295千円 [364,307千円] 不可抗力費用 0千円 [0千円] 計 332,295千円 [364,307千円]
	※千円未満は四捨五入 ※不可抗力費用とは、台風被害による対応費用
サービス向上の取組	・施設利用者との会議等を随時開催し、意見・要望等の把握 ・指定管理者ならではの迅速な施設の維持補修の実施

3. 評価

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
利用者満足度	利用者満足度	利用者満足度調査を適切に実施しているか	10	4	8
		利用者満足度は向上しているか			
		調査結果の分析を行い、満足度向上のための具体的な取組に反映しているか			
事業成果	事業成果	事業実施による自己評価を行っているか	13	3	7.8
		当初の事業目的を達成することができたか			
利用者満足度	(評価の理由) 【利用者満足度】 ・ターミナルを効率的かつ安全に運営するため、毎月1回、施工業者、利用者及び市と利用者調整会議を開催し、補修工事等を実施する際の荷役作業への影響を最小限とするよう調整を行った。また、ターミナルの効率的な運営を図るため、毎月1回ターミナルオペレーター連絡会議を開催したほか、随時、利用者との意見交換等を行い、要望等の把握に努めた。 ・港湾運営会社を活用して6年目の指定管理であったが、川崎臨港倉庫埠頭線の第1期指定管理期間におけるターミナルの管理・運営の実績と経験を活かし、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、ターミナルオペレーターとの密な連携のもと、令和3年度においてはゲートオープン時間延長の実施回数に基づき、ゲート関連施設の料金を減額するインセンティブを設けることにより、利用者によるゲートオープン時間延長を促し、ゲート前の渋滞を緩和させるなど、ターミナルの利便性向上を図った。 ・指定管理者のターミナル運営に関しては苦情等を受けていない。 ・新型コロナウイルス感染症の影響が大きい状況下においても、定期航路網をほぼ維持し、大手荷主の他港への利用転換等を防いだ。 【事業成果】 ・業務の履行やサービスについてチェックシートを用いた自己評価を毎月必ず実施し、市と協議の下、事業目標を達成できるようサービス内容を精査した。 ・年間6千件を超える施設の利用許可を適切に行い、料金徴収においても全件、確実に収納した。 ・コロナ禍においても、施設の保守管理を適切に行ったほか、軽易工事に関する支出を令和2年度より約470万円増額させるなど、設備の老朽化に対応した施設管理を、当初の期待水準以上に迅速かつ積極的に行った。 ・新型コロナウイルス感染症の難しい状況下においても、貨物誘致などポートセールスを積極的にを行い、内外航の定期航路網を維持した。 ・令和3年度におけるコンテナ取扱貨物量は、令和3年度の目標であった16万TEUに対して、127,016TEUとなった(令和2年度の取扱貨物量は161,027TEUであり、21.1%減となった。)が、これは新型コロナウイルス感染症による世界的に続く海上コンテナ輸送の混乱、国内外の工場の生産停止・縮小の影響などによるものであり、指定管理者の努力に因らない事情であるが、効率的かつ効果的な管理運営及び川崎港戦略港湾推進協議会等と連携した新規荷主獲得に向けた荷主等への川崎港のPR活動や新規利用提案、既存顧客に対しての利用活動に資する取組を行い、顧客との信頼関係を維持しながら、ポートセールス活動を行った。				

収支計画・実績	効率的・効果的な支出	計画に基づく適正な支出が行われているか	6	3	3.6
		支出に見合う効果は得られているか			
		効率的な執行等、経費削減の具体的な取組は為されたか			
	収入の確保	計画どおりの収入が得られているか	8	3	4.8
		収入増加のための具体的な取組が為されているか			
	適切な金銭管理・会計手続	指定管理経費とその他業務に係る経理を区分し、適切に管理しているか	5	3	3
事業収支に関して適正な会計処理が為されているか					
<p>(評価の理由)</p> <p>【効率的・効果的な支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収支計画に基づき適正な執行がなされた。 委託業務や軽易工事は価格競争による業者選定を行い、経費削減に努めた。 巡回等で施設・設備の点検を行い、損傷等の状況把握に努め、計画的な修繕を行った。 ゲートハウス検査場の台貫のあり方について、設置当初と比較して利用者の需要が大幅に減少したことを踏まえ、必要性の見直しを行い、市と協議の上、台貫の利用を中止し、撤去に向けた道筋を作ることで、定期検査費用(約150万円程度)を削減した。 <p>【収入の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症による世界的に続く海上コンテナ輸送の混乱、国内外の工場の生産停止・縮小の影響などによるコンテナ取扱貨物量の減少に伴い、荷さばき地や荷役機械の利用が減ったことから、利用料金収入が前年度を約9%下回る34,793千円の減収となったが、減少率は取扱貨物量の減少率(約21%)と比較して2分の1程度に留めており、収入の確保としては妥当な対応を行った。 <p>【適切な金銭管理・会計手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の社内規程に基づき、適切な金銭管理及び会計手続がなされた。 					
サービス向上及び業務改善	適切なサービスの提供	提供すべきサービスが仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか	12	4	9.6
		サービスの利用促進への具体的な取組がなされているか			
		利用者への情報提供を適切かつ十分に行っているか			
	業務改善によるサービス向上	業務改善が必要な場合に、現状分析、課題把握、改善策の検討と実施が行われているか	5	4	4
		業務改善の取組によって具体的な効果があらわれたか			
	利用者の意見・要望への対応	利用者ニーズの把握に努め、それを事業や管理に反映させる取組がなされているか	10	4	8
利用者からの苦情や意見に対して、迅速かつ適切に対応しているか					
<p>(評価の理由)</p> <p>【適切なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ターミナル内のパンプールの利便性や多数用意されたリーファー電源など施設の特徴を活かし、きめ細やかなサービス提供を行った。 仕様書等に基づき、利用者に対し適切にサービスを提供しており、毎月の業務報告を所管課との定例会議により行った。 施設が適切に利用されているか定期的に確認を行っており、利用を許可された荷さばき地の区画以外に蔵置するなどの不適切利用があった際には指導を行った。 臨港倉庫のホームページ上に各種申請書の様式等を掲載するほか、問合せページを設けることにより、利用者の利便性向上を図った。 陸送コストの削減による渋滞緩和の取組として、輸入に用いた後の空コンテナを空のまま港に戻さず、別の貨物を入れて輸出に転用することで、空コンテナのみの陸送回数を削減するコンテナラウンドユースの取組を促進するため、荷主間のマッチングを行っている事業者へヒアリング及び川崎港のPR活動を実施した。 <p>【業務改善によるサービス向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度からトライアル実施していた早朝ゲートオープンについて、令和3年度からゲートオープン時間延長の実施回数に基づき、ゲート関連施設の料金を減額するインセンティブを設けることにより、より一層利用者のゲートオープン時間延長を促し、ゲート前渋滞の緩和や車両の回転率の向上に繋がった。 ターミナル内での軽易工事に際しては、市や利用者との情報共有し、迅速な対応を行った。 港湾行政手続の電子化に向けて、国土交通省が主導で導入を検討している港湾の電子化(サイバーポート)の構築に向けた意見交換に参加及び検討を行い、利用者の利便性向上に繋がる取組を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響により、海外への渡航制限など新規顧客獲得に向けた海外ポートセールスが困難な状況だったことから、既存の国内顧客に比重を置いてポートセールスを行い、新型コロナウイルス感染症拡大前の外内航の定期航路網を維持した。 <p>【利用者の意見・要望への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の維持管理・補修工事等から、新たな施設整備計画についての現場ヒアリングまで、様々な場面で利用者と市との間で積極的に関わり、改善点・課題・代案の提示、意見徴収、調整などを行い、円滑な運営に貢献した。 所管課との協議を毎月1回行い、現状分析、課題把握等の検討を行った。 利用者調整会議を通じて把握した意見・要望については社内で共有するとともに改善策の検討を行った。 改善策については、利用者の視点に立った検討を行い、施設改修等について市への確かな意見提案があった。 新型コロナウイルス感染症により、バイク通勤者が増加したことに伴い、利用者から駐輪場不足について意見・要望があったため、市と調整の上、利用可能な場所に区画線を設け、臨時的駐輪場とすることで迅速に対応した。 					

組織管理体制	適正な人員配置	必要な人員(人数・有資格者等)が必要な場所に適切に配置されているか	5	4	4
	連絡・連携体制	定期または随時の会議等によって所管課との連絡・連携が十分に図られているか			
	担当者のスキルアップ	業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修が定期的に行われ、スタッフのスキルとして浸透しているか	3	3	1.8
	安全・安心への取組	事件・事故、犯罪、災害から利用者を守る事ができる適切な安全管理体制となっているか(人員配置、マニュアル、訓練等)	5	4	4
		緊急時に警察や消防など関係機関と速やかに連携が図れるよう、連絡体制を構築し、定期的に情報交換等を行っているか			
	コンプライアンス	個人情報保護、その他の法令遵守のルール(規則・マニュアル等)と管理・監督体制が整備され、適切な運用が為されているか	5	3	3
	職員の労働条件・労働環境	スタッフが業務を適正に実施するための、適切な労働条件や労働環境が整備されているか			
環境負荷の軽減	環境に配慮した調達や業務実施が行われているか	3	4	2.4	
<p>(評価の理由)</p> <p>【適正な人員配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターミナル内の灯油・軽油等、危険物への対応のため、危険物保安監督者を配置するなど、仕様書に基づく適切な人員配置が行われた。 ・会議等によりコンテナターミナルの事務所に職員が不在となる際は、電話を川崎臨港倉庫埠頭(株)本社に転送し、本社にて対応するバックアップ体制を構築した。 ・平成30年度からタイに常勤させていた従業員を令和3年度から日本に帰任させ、現地で得たノウハウや情報ネットワークを活かした営業活動等が行われた。 ・令和3年度から毎月の三者会議に、コンテナターミナル事務所の職員だけでなく川崎臨港倉庫埠頭(株)本社の職員も常時出席することで、本社側でもコンテナターミナル運営状況の常時把握や市との密な連携が可能となる体制を取ることで、より適切な管理運営を行った。 <p>【連絡・連携体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響下においても書面会議等により、所管課をはじめ関係部門と随時連絡調整を行い、十分な連携のもとに事業を行った。 <p>【担当者のスキルアップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルの管理運営に関する各種法令等についての内部学習会を随時実施したほか、外部研修への派遣、実務においてはOJTを行うなど、業務知識の習得に努めた。 <p>【安全・安心への取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、ターミナルオペレーターと合同で安全パトロールを行ったほか、ターミナル巡回の際に詳細に施設・設備を点検し、事故の未然防止に努めた。 ・令和3年度より、経営者・管理者でコンテナターミナル内の施設パトロールを定期的に行い、危険箇所や修繕箇所を認識することで、「災害時の緊急対応」・「災害防止」・「利用者サービスの向上」等に繋がった。 ・令和元年度にターミナル内で発生した重大事故を受け、工事の施工や施設の供用に併せて、都度利用者等と協議の上、コンテナターミナル構内走行規則を見直すなど、安全対策を講じた。令和3年度において、事故報告書の提出に至った事案は6件であり、いずれも迅速な事故状況の報告がなされ、関係者に対する報告・連絡・情報提供が適正に行われた。なお、発生した6件の事故はいずれもドライバーの運転ミスによる接触事故など、利用者側の瑕疵による軽易な事故であり、指定管理者の管理瑕疵による事故は発生しなかった。 ・事故対策に関して、業者毎にヒヤリハットの取りまとめや他港の事故情報を共有する等、利用者がより安全に利用できるよう努めた。 ・火災発生時に迅速な対応がとれるよう、施設利用者を含めた関係者と消防訓練を実施し、対応手順の再確認を行うことで習熟を図った。 ・風によるガントリークレーンの逸走の防止を目的とした規定が平成29年度に策定されたことを受け、利用者及び市とともに安全確保のため逸走防止に努めた。 ・日本全国で外来種であるヒアリが発見されたことから、数回にわたっての国のヒアリ調査に協力した。なお、令和3年度までヒアリの発見はない。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークによるローテーション勤務や社内会議をオンライン形式で実施するなど、人流の削減に努めた。また、コンテナターミナル内の対策として、令和2年度より実施している対策に加えて、更なる感染予防対策として共用部分のボタンや取手に抗菌シートを貼付するなどの対策を講じた。 ・令和元年度において、台風により施設の被害を受けたことから、令和2年度より、台風の直撃が見込まれる際、市やターミナルオペレーターを含む人員で組織する合同対策本部を設置することとした。令和3年度においては、台風対策会議を3回開催し、事務局として対応・対策を講じた。 <p>【コンプライアンス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護、その他の法令を遵守し、適正な管理運営がなされている。 <p>【職員の労働条件・労働環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働条件については社内規程に基づき適切な労働条件や労働環境が整備されている。 <p>【環境負荷の軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜川崎国際港湾(株)及び川崎臨港倉庫埠頭(株)がともに、令和2年度から「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」に賛同事業者として登録しており、その考え方に沿って環境に配慮し、LED照明の導入やエアコンの設定温度の徹底、消灯の励行等の取組を継続した他、令和3年度からは新たに市環境局主催の省エネルギー診断の受診やCNPIに係る委員会等への参加など、幅広い取組を実施した。 					
適正な業務実施	施設・設備の保守管理	安全な利用に支障をきたすことのないよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切に実施しているか	10	4	8
	管理記録の整備・保管	業務日誌・点検記録・修繕履歴等が適切に整備・保管されているか			
	清掃業務	施設内及び外構の清掃が適切に行われ、清潔な美観と快適に利用できる環境を維持しているか			
	外構・植栽管理	外構の植栽を適切に管理(草刈、剪定、害虫駆除等)しているか			
	備品管理	設備・備品の整備や整頓、利用者が使用する消耗品等の補充が適切に行われているか			
<p>(評価の理由)</p> <p>【施設・設備の保守管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持補修、軽易工事については緊急性、安全性、費用対効果を考慮し、優先順位をつけて効果的かつ積極的に執行した。 ・ターミナル施設が供用開始から約25年経過していることから、今後多くの施設が老朽化が進んでいくことを見据えて、軽易工事に係る予算提案額を増額し、結果として令和3年度は計23件の軽易工事を行い、いずれも適正に執行した。 ・令和3年度に実施した管理棟外壁補修工事への対応を適切に行ったことにより、懸案であった管理棟外壁部分の維持管理について、道筋をつけた。 ・新たに「経営者・管理者施設パトロール」のスキームを構築し、施設の保守点検を強化した。 <p>【管理記録の整備・保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務日誌のほか各種管理記録は適切に整理・保管されている。 <p>【清掃業務・外溝・植栽管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、外溝・植栽管理は委託業者により適切に行われ、指定管理者による適切な履行確認が行われた。 <p>【備品管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品は管理区分ごとに適切な管理が行われている。 					

4. その他加点

分類	項目	着眼点	評価点
その他	市の政策課題への取組	特になし	0
	(評価の理由)		

5. 総合評価

評価点合計	72	評価ランク	B
-------	----	-------	---

6. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

○港湾運営会社である横浜川崎国際港湾(株)が、ターミナル運営の実績がある川崎臨港倉庫埠頭(株)と結成する共同事業体が行う指定管理としては6年目であったが、川崎臨港倉庫埠頭(株)の経験とこれまで培った利用者やターミナルオペレーターとの信頼関係を活かし、円滑かつ効率的なターミナル運営を行った。

○令和3年度においても、大規模整備を行いながらのスムーズなターミナル運営が求められたが、市、利用者及び施工業者と密な調整を図り、円滑な施工の確保と事故の未然防止に努めた。

○巡回等で施設の破損・損傷の早期発見に努め、また、利用者から補修の意見・要望があった場合には速やかに確認を行い、市と協議の上、優先度を判断しながら補修を執行した。

○新型コロナウイルス感染症の影響により、コンテナ取扱貨物量が前年度の16万1千TEUから12万7千TEUとなり、10年ぶりに前年を下回る事となったが、一方でコロナ禍においても外航の定期航路網を維持するなど、官民一体のポートセールスの成果が出ている面も見られる。

○コンテナ取扱貨物量の減少や荷役機械の利用時間の減少に伴い、利用料金収入が、前年度を約9%下回る34,793千円の減収となったが、減少率は取扱貨物量の減少率(約21%)と比較して2分の1程度に留めており、収入の確保としては妥当な対応を行った。

○新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークによるローテーション勤務やオンライン形式による社内会議を通じた人流の削減や、令和2年度実施した対策に加えて共用部分のボタンや取手に抗菌シートを貼付するなど積極的な対策を講じ、クラスターの発生を防いだ。

○毎月1回、ターミナルオペレーターと合同で行う安全パトロールや、経営者・管理者が定期的に行う施設パトロールによって、詳細に施設・設備を点検し、事故の未然防止に努めた。

7. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

- 指定管理者第3期目において2年目を迎えるが、引き続き、市及び川崎港戦略港湾推進協議会等の関係団体と連携したポートセールスを推進するとともに、川崎港コンテナターミナルの特徴や優位性を積極的にPRすること。
- 東扇島に立地する倉庫事業者等と連携しながら、荷主に対して働きかけを行い、貨物集荷に取り組むことで、川崎港の更なる利用拡大に努めること。また、利用拡大に柔軟に対応できるよう、さらなる職員のスキルアップに努めること。
- 令和4年度においても、荷さばき地の整備等が予定されており、利用者からの意見の収集・把握に努め、市と協議の上、必要な安全対策等を講じ、円滑なターミナル運営に取り組むこと。中でも、バン・シャーシブール整備工事及び旧給油所撤去工事については、市、施工業者及びターミナルオペレーターを含めた利用者と密に連絡・調整を図ることで、CTの運営や荷役作業への影響を最小限に抑えること。
- コンテナターミナル施設の老朽化が進んでおり、設備の計画的な更新及び維持補修を行う必要があるため、市と協議の上、執行すること。
- 現在整備中のバン・シャーシブール供用開始に向けて、利用者や市等と調整しながら、運用方法や安全対策について検討し、円滑に供用開始できるように調整を図ること。